

浜松市条例第 22 号

浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和 47 年浜松市条例第 57 号）

(2) 浜松市と畜場条例（昭和 57 年浜松市条例第 39 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
（浜松市地方卸売市場業務条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の浜松市地方卸売市場業務条例（以下「旧卸売条例」という。）の規定により市に預託されている保証金の充当及び返還については、旧卸売条例第 11 条及び第 12 条（これらの規定を旧卸売条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧卸売条例第 12 条（旧卸売条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に旧卸売条例の廃止に伴い卸売業者（旧卸売条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）又は附属営業人（旧卸売条例第 24 条第 1 項に規定する附属営業人をいう。）の資格を失った者から旧卸売条例の規定により市に預託されている保証金については、市長が別に定める期限までに返還するものとする。
- 4 この条例の施行前に行われた卸売業者の事業に係る事業報告書の作成及び提出に関する旧卸売条例第 17 条の規定（事業報告書の作成及び提出に係る部分に限る。）の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に行われた売買取引の結果等に係る報告及び公表に関する旧卸売条例第 38 条から第 40 条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前に行われた卸売又は買受けに係る支払期日、支払方法その他の決済の方法に関する旧卸売条例第 42 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧卸売条例第 50 条第 2 項又は第 53 条の規定による命令については、なおその効力を有する。
- 8 この条例の施行前に使用された市場施設の返還に係る旧卸売条例第 50 条第 2 項及び第 51 条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧卸売条例第 50 条第 2 項中「原状の回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償」とあるのは、「原状の回復に代わる費用の弁償」とする。
- 9 この条例の施行前に故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に係る旧

卸売条例第53条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条中「補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償」とあるのは、「補修に代わる費用の弁償」とする。

- 10 この条例の施行前に生じた旧卸売条例第54条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定する費用に係る同条及び旧卸売条例第55条の規定の適用については、なお従前の例による。

（浜松市と畜場条例の廃止に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行前に生じたこの条例による廃止前の浜松市と畜場条例（以下「旧と畜場条例」という。）第6条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定する費用に係る同条並びに旧と畜場条例第7条及び第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 12 この条例の施行前に利用されたと畜場の施設の原状回復に係る旧と畜場条例第11条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条中「直ちに」とあるのは、「市長の承認を受けたときを除き、直ちに」とする。

- 13 この条例の施行前にと畜場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者に係る旧と畜場条例第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

（委任）

- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。